

# 税金

## 市・都民税

### ▶課税課市民税係

市・都民税は、納税義務者の前年中の所得をもとに、その所得のあった翌年に課税されます。

### 1 市・都民税を納める方(納税義務者)

- (1) 毎年1月1日現在、市内に住所のある方で前年(1月～12月)所得のあった方(所得割額と均等割額)
- (2) 毎年1月1日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷をお持ちの方で、市内に住所がない方(均等割額)

○均等割額：所得金額にかかわらず定額で課税されます。

○所得割額：前年の所得金額に応じて課税されます。

### 課税されない(非課税)方

#### ア 所得割と均等割とも非課税の方

- a 生活保護法による生活扶助を受けている方
- b 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前の合計所得金額が135万円以下の方

#### イ 均等割非課税の方

前年中の合計所得金額が、35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+31万円以下の方  
なお、単身者の場合は45万円以下の方

#### ウ 所得割非課税の方

前年中の総所得金額等が、35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+42万円以下の方  
なお、単身者の場合は45万円以下の方

### 2 市・都民税の計算方法

前年の収入金額－(公的年金等控除額・給与所得控除額・必要経費)＝**総所得金額**

総所得金額－(雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除)＝**課税標準額**

課税標準額×税率＝**算出所得割額**

算出所得割額－配当控除－住宅借入金等特別税額控除－寄附金税額控除－外国税額控除＝**所得割額**

所得割額+均等割額＝**年税額**

### 3 税率(額)

#### (1) 均等割

市民税：3,500円(年税)

都民税：1,500円(年税)

※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)の施行に伴い、平成26年度から令和5年度までの間は、市民税・都民税それぞれ年額500円を引き上げています。

#### (2) 所得割

市民税 課税標準率 一律 6%

都民税 課税標準率 一律 4%

### 4 市・都民税の申告

1月1日現在、市内に住んでいる方は原則として前年中の所得金額などの状況を申告書に記入し、提出しなければなりません。また、平成29年度より、マイナンバーの記入が必要となりました。

#### (1) 申告の必要がない方

- ① 所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ② 前年中の所得が1箇所からの給与のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている場合
- ③ 1月1日現在65歳以上で年金収入が155万円以下(65歳未満の方は105万円以下)の年金所得のみの方  
※ただし、公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除(扶養、寡婦など)を追加される方、記載内容の修正をされる方は、申告の必要があります。
- ④ 市内の方に扶養されている方※  
(扶養者が年末調整または確定申告などで扶養の申告をする必要があります。)

#### (2) 申告の必要がある方

- ① 上記「申告の必要がない方」にあてはまらない方
- ② 給与所得のある方で、勤務先が福生市へ給与支払報告書を提出していない場合  
※ただし、前年中に2箇所以上から給与を受けている方は、確定申告を要する場合があります。
- ③ 非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用〔失業〕保険)のみの方で、市内の方に扶養されていない方
- ④ 収入がなかった方で扶養されていない方(扶養者が年末調整または確定申告などで扶養の申告をしていない方)、市外の方に扶養されている方

#### (3) 申告の際に持参していただくもの

次のものを添付または提示する必要があります。

- ① 昨年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書・その他帳簿類など)
- ② 控除に必要な生命保険・地震保険・国民年金の証明書、医療費控除の明細書等
- ③ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳等
- ④ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得を証明するもの(所得がある場合のみ)
- ⑤ マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類として、通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載のあるものに限る。)のうちいずれか一つと、身元確認書類として、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか一つ

※「扶養されている方」とは、税法上扶養されている方に限ります。

## 5 市・都民税の納め方

申告(給与支払報告書等の提出も含む。)に基づいて、市・都民税の所得割額及び均等割額が課税されます。納める方法は特別徴収と普通徴収があります。

### (1) 給与特別徴収の方

給与所得のある方の市・都民税は、給与支払者が毎月(6月から翌年5月までの計12回)給与から定められた税額を差し引き、これを翌月の10日までに納めていただきます。

### (2) 年金特別徴収の方

65歳以上の公的年金等受給者で、前年中の年金所得に係わる市・都民税の納税義務のある方は、4月、6月、8月、10月、12月、2月に年金から定められた税額を差し引き、納めていただきます。

### (3) 普通徴収の方

事業所得等のある方の市・都民税は、市から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、1月の4回に分けて納めていただきます。

## 法人市民税

### ▶課税課市民税係

市内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、「法人税割額」と「均等割額」からなっています。

#### 1 納税義務者

- (1) 市内に事務所または事業所を有する法人(均等割額と法人税割額)
- (2) 市内に寮、宿泊所、クラブ等を有する法人で、市内に事務所や事業所を有しないもの(均等割)

#### 2 法人の設立等の届出

- (1) 設立、設置などの場合  
定款、規約の写し及び登記簿謄本等の書類を添付して法人設立・設置届出書により届出をしてください。
- (2) 納税地の異動、商号・代表者などの変更、解散などの場合、登記簿謄本等の書類を添付して、異動届出書により届出をしてください。

#### 3 納める額

- (1) 法人税割額  
課税標準となる法人税額×税率

#### ■法人税割額の税率

資本金の額または出資金の額	税率
1億円を超える法人または法人税額が年1,000万円以上の法人	8.4% (12.1%)
1億円以下の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人または法人でない社団、財団で代表者等管理人の定めのあるもので法人税額が年1,000万円未満の法人	6.0% (9.7%)

※( )の税率は、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率

### (2)均等割額

均等割額は、法人の所得の有無にかかわらず、市内に事務所等または寮等を有する法人に納税の義務があります。

#### ■均等割額の税額

資本金等の金額※	従業員数	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え、50億円以下の法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え、10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え、1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記に掲げる法人以外の法人等		5万円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度は資本金の額及び資本準備金の額の合算額とのいずれか多い金額

## 4 申告と納付の方法

法人市民税は、事業年度終了後2か月以内に申告して納めます。

### 【事業年度を1年としている法人の申告納付】

中間申告納付(事業年度開始の6か月を経過した日から2か月以内)と確定申告納付(事業年度終了後2か月以内)が必要です。ただし、法人税の中間申告を要しない法人及び寮等のみを有する法人は、中間申告納付をする必要はありません。

※税制改正などにより税率・税額等が変更になることがあります。

## 固定資産税

### ▶課税課資産税係

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。税額は固定資産課税台帳に登録された価格をもとに算定された課税標準額に税率をかけて算出した額です。

納税者の方が他の土地や家屋の価格と比較して自己の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が毎年4月1日から最初の納期限までできます。

なお、納税義務者の方が自己の資産を確認する場合にも、4月1日から最初の納期限まで閲覧ができます。縦覧、閲覧ともに、本人確認ができるものをご持参ください。

## 都市計画税

### ▶課税課資産税係

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業を行うための目的税として毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地、家屋に対しその所有者に固定資産税と一緒に課税されます。税額は、課税標準額に税率をかけて算出されます。

## 軽自動車税種別割

### ▶課税課市民税係

毎年4月1日現在、軽自動車（原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を含む）を所有している方に課税されます。

登録、廃車、譲渡、住所変更などの手続きは、それぞれ所管の窓口で行ってください。

- ①原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車  
福生市役所（課税課市民税係）
- ②三輪・四輪の軽自動車  
軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所  
TEL 050-3816-3103
- ③軽二輪（125cc超250cc以下）・小型二輪（250cc超）  
東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所  
TEL 050-5540-2034

## 市たばこ税

### ▶課税課市民税係

市内で販売されているたばこ代金には、市の財源となる税が含まれていて、貴重な財源として市政に生かされます。

“たばこは市内で買いたまおう”

## 市税の納付は

### ▶収納課収納係

市税の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。

### ■取扱金融機関

市役所内指定金融機関派出所（市役所内）、きらぼし銀行、埼玉りそな銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、山梨中央銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局（納期限内に限る。）

## ■コンビニエンスストア

納付できる市税等	市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く。）、軽自動車税種別割、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
取扱店舗	次のコンビニエンスストアであれば、全国のどの店舗でも納税できます。 くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン・イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK（マルチ・メディア・キオスク）設置店
次の場合は納付できません	①納付書にバーコードが印字されていない場合 ②破損・汚損などにより納付書のバーコードが読み取れない場合 ③納付書に記録された納期限を過ぎた場合 ④1枚の納付書の納付額が30万円を超える場合 ⑤金額を訂正した納付書を使用する場合

### ■携帯電話による納税（モバイルレジサービス）

モバイルレジとは、モバイルバンキングを利用して携帯電話で納税ができるサービスです。

利用できる市税等	市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く。）、軽自動車税種別割、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税
モバイルレジでの納付方法	①利用したい金融機関にモバイルバンキングの利用申込みをします。 ②モバイルレジの携帯アプリケーションをダウンロードします（初回のみ）。 ③携帯アプリを起動し、携帯電話のカメラで納付書に印字されているコンビニエンスストア用のバーコードを読み取ります。 ④お支払い内容を確認 ⑤金融機関を選択 ⑥内容確認後、支払い完了です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

- ・福生市 <https://www.city.fussa.tokyo.jp/>
- ・モバイルレジ  
携帯：<https://bc-pay.jp/>  
パソコン：<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>

### ■市税の納付は口座振替で

市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納期ごとに金融機関等の指定口座から引き落とされ、自動的に納付されます。

申込方法	次の2つの方法があります。 ①口座振替依頼書（はがき型）に記入、押印し、ポストに投函する（申込内容や口座登録印の間違いないようご注意ください。）。 ②取扱金融機関（山梨中央銀行を除く。）の本店、支店等または、ゆうちょ銀行・各郵便局・市役所窓口で申し込む。なお、手続きには納税通知書、預・貯金通帳、登録印が必要です。
------	---

口座振替依頼書（A4判）は、市内の金融機関に備えつけてあります。市外の取扱金融機関をご希望の方には書類を郵送しますのでご連絡ください。

## ■振替までの期間

申込みから振替までの期間は、1か月半程度かかります。

## ■納期後の納税は

- ①納期限を過ぎても、お手持ちの納付書で納税できます。  
(ただし、コンビニエンスストアを除く。)
- ②納期内の納税が確認できない場合、納期限後20日以内に督促状が発送されます。この督促状でも納税できます。
- ③納期限を過ぎると延滞金が課されます。延滞金は、税額に対して納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%[その納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%]の割合で計算した額の延滞金を徴収します。ただし、この延滞金は、当分の間、地方税法の規定により延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります。

## 市税の減免対象者と手続き

- ▶課税課市民税係…市・都民税、軽自動車税種別割
- ▶課税課資産税係…固定資産税・都市計画税

市・都民税	生活保護を受ける方等
固定資産税 都市計画税	①貧困により、生活のための公私の扶助を受ける方 ②災害などにより大きな損害を受けた方等
軽自動車税 種別割	身体障害者等の方及び身体障害者等と生計を一にする方が所有する軽自動車等で、身体障害者の方または生計を一にする方、及び身体障害者等の方（身体障害者等の方のみで構成される世帯に限る。）を常時介護する方が運転する軽自動車等（障害の等級によっては該当しない場合もあります。）。

## 国税や都税に関するご相談は

### ■連絡先等

国税	青梅税務署 TEL 0428-22-3185 〒198-8530 青梅市東青梅 4-13-4
都税	八王子都税事務所 TEL 042-644-1111 〒192-8611 八王子市明神町 3-19-2 東京都八王子合同庁舎内 青梅都税支所 TEL 0428-22-1152 〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 東京都青梅合同庁舎内

### ■ホームページ

- ・国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>
- ・東京都主税局ホームページ  
<https://www.tax.metro.tokyo.jp/>